

全国民闘連ニュース

第 7 2 号
1 9 9 2 年
1 1 月 1 日

年間購読料
3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



1992年2月16日全国代表者会議

目 次

- | | |
|-------------------|------|
| ●民闘連運動の更なる発展をめざして | P 2 |
| ●民闘連運動の歴史をふりかえる | P 4 |
| ●討論のひろば | P 6 |
| ●各地のたより | P 8 |
| ●おすすめの1冊 | P 11 |

民闘連運動の更なる発展をめざして

民族差別と闘う連絡協議会は来たる2月14日に大阪府高槻市において全国大会を開催します。この全国大会は、これまでの全国交流集会にかわるもので、綱領・規約の採択、責任ある組織体制確立のための執行部の選出などを行います。そこで、今回はこれまでの組織改革論議の経緯、今後の民闘連運動のビジョン、新たな組織体制について、編集部でまとめました。

民闘連の組織改革論議の契機となったのは、1990年11月の民闘連兵庫集会である。その集会の総括を通して、これまでの組織体制、運動のあり方を見直す必要性が提起された。集会の全体会の講演が中止となる異例の事態が起きたのだが、その原因は運営に関わった個々人の責任にあるというよりも、民闘連のこれまでの組織体制、運営方法における問題点に根ざしたものであることが、論議の中で明らかにされた。

それ以後、民闘連全国代表者会議を中心にこれまでの運動の総括と改革の方法が論議された。その中で明らかになった点を要約すると、以下のとおりである。

①組織体制について

全国代表者会議が組織の運営機関として定例的に開催されているが、問題点としては本当に組織の代表としての役割と責任を担っているかという点がある。議論した内容が各地域にもちかえられて実践され、その結果をさらに代表者会議で点検するというスタイルが確立されていない。

②全国交流集会について

各地域での1年間の運動の成果を総括し、今後の運動の方向性を論議するという運動的側面と運動の外部の人も含めて在日韓国・朝鮮人問題についての論議を深めるという研究的側面があるが、近年の集会ではどちらの目的も十分に達成できず中途半端なものとなっている。

③「実践・交流・共闘」の3原則について

民闘連のこれまでの運動原則であったが、当り前すぎて、民闘連という組織をわかりにくくさせ、誤解をあたえる原因ともなっていた。この3原則を前提としてより具体的な運動の戦略・方針を確立する必要があるのではないか。

④組織の拡大について

組織拡大に向けての戦略がない。狭いサークルの中での運動に満足する傾向がある。

以上が改革論議の中で明らかになった主な論点である。

時代は確実に民闘連にとって有利なものとなっている。民闘連の初期の頃は、民族差別が許されないという世論は弱く、



1992年2月16日
全国代表者会議で
民闘連改革について
議論が行われた

制度的差別も多くあり、運動も差別告発型になりがちであった。しかし、現在は、我々の運動の成果もあり、民族差別は許されないという世論がたいへん強くなった。今や差別反対を声高に叫ぶだけでは不十分で、どうすれば差別はなくなるかを積極的に社会へ提言すべき時代となっている。そのためには、民闘連の政策能力と実行力の向上が何よりも必要である。そのような運動を担うためには、これまでのゆるやかな連絡協議会ではなく、より強固な組織体制が必要である。

そこで、新しい民闘連運動のポイントは以下のとおりである。

- ①綱領・規約を持つ単一組織とする。
- ②差別される当事者である在日韓国・朝鮮人がしっかりと人権意識をもって立ち上がれる組織とする——組織の核としての在日韓国・朝鮮人部会の確立。
- ③在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘するという伝統は継承するが、組織における在日韓国・朝鮮人の主体性をより強化し、もって、日本人の関わり方も責任あるも

のとする。

このような考え方にもとづいて、我々のめざす組織は、地方民闘連を基軸に組織の全国化をはかり、中央に執行部を置き、組織の責任、役割分担を明確にするとともに、定期的な会議、全国大会の開催を通して組織内民主主義を保障する。そして、客観的な情勢分析をもとに運動方針を確立する。

在日韓国・朝鮮人部会を設置し、青年や女性など層別に組織し、それぞれの要求をみたます多様な事業を展開する。

組織の名称については、従来どおり、民族差別と闘う連絡協議会であるが、組織の質的な改革を通して、民族組織としての機能を強化していく。

2月14日の全国大会においては、綱領・規約のもとに、新しい組織体制の役員を選出し、運動方針について論議を行う。新しい組織体制、運動方針に共鳴される方が1人でも多く全国大会に参加することを期待する。

民闘連運動の歴史をふりかえる

日立就職差別事件

1970年、愛知県の高校を卒業した朴鐘碩さんが、日立のソフトウェアの求人広告を見て、「新井鐘司」という日本名で応募しました。筆記試験は合格しましたが、採用が内定した後に戸籍謄本の提出を要求され、韓国籍であることが判明すると、解雇されました。

朴さんは当初不当解雇だとは思いつつも、あきらめかけていましたが、支援する人もあり、就職差別だということで裁判に訴えました。

結果は、日立内部の差別文書の発覚等もあり、1974年朴さんの全面勝利となりました。

朴君を囲む会

朴さんが裁判で闘っている間に、全国で「朴君を囲む会」という組織ができてそれらの会が、法廷外でも各地の日立の会社と交渉するという形で運動が広がりました。

「囲む会」では、この事件を契機に初めて在日朝鮮人問題を知ったという日本

人や、これまで差別はしかたがないとあきらめていた朝鮮人の若者たちが、差別と闘うことに目覚めていきました。また、この運動の中で、民族差別は就職差別に限らず、住宅・福祉・教育・生活のあらゆる分野にあると気づいていきました。

民闘連の発足

朴さんが裁判に勝利したことにより、日立闘争という個別の闘いは終わりましたが、そのほかにもたくさんある民族差別をどうするのかという課題が残りました。そこで、1974年「囲む会」を一旦解散し、今後も継続的に民族差別と闘う組織を新たに作ろうということで、「民闘連」が生まれました。

民闘連運動の生まれた背景

1965年、いわゆる「日韓法的地位協定」が締結されました。これにより「協定永住資格」という、それまでよりは安定した在留資格ができたものの、多くの問題点があり、当時の在日朝鮮人たちの中には、自分たちのことは、自分たちで何とかしなければならないという気運が生ま

れました。

1970年頃には、戦後20年以上が過ぎ、在日朝鮮人の世代交代が進みました。1世の世代は、厳しい差別による圧迫のため権利意識もなく、またいつかは祖国に帰りたいという気持ちもあったため、日本で安定した成果と基盤をもちたいとは、あえて望んでいませんでした。

しかし、2世の世代になると、日本で生まれ、日本の教育を受けて育ち、さらに永住資格もあるということで、日本で生活するのが当然のこととして受け止められるようになりました。その結果として、安定した生活を送る妨げとなっている民族差別をなくさなければならないという土壌ができていきました。

アメリカでは、黒人をはじめとする少数民族の公民権運動が盛んになり、それは日本にもテレビ等のマスメディアを通して伝わってきました。国連では、国際人権規約が採択されるなど、世界的にも人権拡大の動きが広がっていきました。

また国内でも、学生運動の高揚、部落解放運動の発展等、在日朝鮮人の権利意識を高め、民族差別と闘う運動に大きな影響を与える状況がありました。

民闘連の闘い

民闘連運動は、様々な分野での差別をなくすための、国や地方自治体との交渉を行い、大きな成果をあげてきました。公営住宅入居、児童福祉手当、国民年金

にいたる行政差別との闘い。地方公務員、教員、郵便外務員等の採用に係わる就職差別などの闘いがありました。

各地域への広がり

行政に対する闘いの一方で、青丘社・トッカビ子ども会・むくげの会等、地域に根ざした運動が展開されました。

この地域活動こそ、今日まで民闘連が続いてきた基盤になっています。また、こういった地域の子ども会等の中から、民闘連運動の若い担い手たちが育ってきています。

民闘連の当面の課題

現在、日本人との結婚も70%を越え、日本国籍を持つ人達が増えています。また一方で、帰化をする人達もどんどん増えています。これまでは国籍差別というのが中心でしたが、これからは本当の民族差別が生まれてくると言えます。つまり、日本人と国籍は一緒であっても差別されるという民族による差別です。そういった意味では、日本国籍者の人達も含めて、子どもの教育や本名の問題、あるいは就職で悩んでいる人というように、民族差別に基づく具体的な問題に、具体的に対応していくという、これまで民闘連が行ってきたことが、さらに問われてくると思います。

(1992, 10, 13 大阪青年学習講座、徐正禹氏講演録、編集：事務局)

討論のひろば

選挙権が生活の身近なものに

民族差別と闘う兵庫連絡協議会 ファン カン ナム 黄 光 男

在日朝鮮人に選挙権を与えよということで、各地で参政権を求める裁判が ongoing っている。

実際に外国籍のまま立候補し、このことを訴える人まで表れた。私が19年前に尼崎市役所の職員に採用されたおりには、朝鮮人が公務員になれるはずがないと誰しもが口にし、さらに、朝鮮人に選挙権を与えよなんてことは想像もしなかったことでした。

しかし、私自身役所に入って初めてやられた時間外の仕事が選挙事務でした。日曜の朝早く、地域の小学校の体育館に集まり、選挙が始まると選挙人名簿を見て、その人の名前があれば投票用紙をわたす係をしました。そんな中に入っていると、日本人にとっては選挙権があるなんてあまりにあたりまえなことであって、なんで同じ地域に住みながら朝鮮人には選挙権がないのか、私自身やっぱりおかしいことだと痛切に思いはじめました。

また、回りの日本人の職員も私に選挙権がないなんて思いもよらなかった事でした。

これまでは選挙権が与えられることなんてないと思っていたことでも、自分の身近なこととして表れると、やっぱりお

かしいと思いはじめるのです。

そのような思いが、昨年の尼崎市議のカラ出張問題の時も表われました。

このカラ出張問題で、公文書公開条例の改正を求める直接請求署名運動が広がりました。

この直接請求とは、地方自治法第74条に基づき市内の有権者の50分の1（尼崎の場合、7,626名）以上の署名を集めればこの条例改正について議会で審議させることができる市民の権利です。

この署名は、選挙の時の投票とまったく同じ意味をもつもので、署名人が有権者であるか市の選挙管理委員会できびしく審査されます。

この署名活動が、地域で大変もりあがり、私もこの運動に関わっていました。そしてまたしても、在日にはこの署名人にはなれないことがあたりまえの様に進んでいましたが、この署名を集める日本人たちから「なんで朝鮮人が署名できないのか」との素朴な声が沢山集まりました。

その日本人たちの声は、選挙の投票はまだしも、ハンコを押して署名するこんな簡単な事がなぜ外国人に認められないかとの思いでした。

私たち朝鮮人は、こんな時いつも「そんなこと今さら言たってしかたがない、悪いのは日本人だ」と悲劇のヒーローで終わってしまうのです。

しかし、この話し合いの中で、やはり当事者が声を上げなければの思いで、このことをマスコミに取り上げてもらうため市役所の記者クラブで訴えました。記者クラブは連日連夜の市会議員たちの謝罪会見で、そちらに記事の大半は食われてしまいましたが、この「在日にも直接請求権を」の声も小さく記事になりました。

そして、地域の朝鮮人の家をまわり、無効になるのを前提で署名を集めました。カウ出張もおかしいけど、直接請求権がないというのもおかしいと。ただ、一世の朝鮮人の家へ行くと、字が書けなくて署名をしたくても署名できないとの現実にもぶつかりました。

いろんな人の協力で在日の多くの方の署名を集めることができ、日本人の署名と同じく、私たちの署名を提出しました。

私たちは、選挙権がないことが、あたりまえの様に生活してしまっている。しかし、国の法律も市の条例も含めて議員の承認をえて成立する。社会がこれらの法律に基づいて日々が過ぎているのならこの時の流れは、私たちに何の関わりもなく過ぎているのだろう。

それは、私たちが実はこの社会に存在しないものということではないか。

在日朝鮮人が自分たちの足で自立し、この日本で生活して行くのであれば、この選挙権がなくてはならないものだろう。こんなわかりきったことが出来ていないし、また、在日朝鮮人自身からの要望がほとんどあがらない。それは、あきらめと言うより、あまりにも長い間選挙権が与えられなかったために、現実のものとして感じるができなくなったのだろう。夢をみれない子どものように。

私たちは、この選挙権が生活に身近なものとして感じた時、本当に必要なものとして夢をえがけるのだろう。

全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連ニュースの購読ありがとうございます。

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、いろんな角度からの意見交換を進める機関誌として発行してきました。これらの輪をさらに広げていくためにはより多くの方々に購読をお願いしたいと思います。是非、購読をお願い致します。

【購読料】年間3,000円

送金方法 郵便振替「大阪9-76163民族差別と闘う連絡協議会」

各地のたより

日系人就学拒否

香川県善通寺市 佐野通夫

1991年から92年にかけて、善通寺市に暮らす11人の子どもが、1年以上学校に通えないという事態があった。

91年5月に子どもを連れたブラジル人家族が、隣町の冷凍食品工場で働くために、善通寺市に転入し、善通寺市教育委員会に子どもを学校に入れて欲しいと、要望した。しかし入学させない(就学措置を取らない)。

転入者も増え、学校に通えない子どもが増える中で、92年5月のNHKのローカル放送を皮切に、NHKの全国放送(6月22日「ミッドナイトジャーナル」)、地元の『四国新聞』他、新聞各紙によって、放送され問題とされることとなった。

何故拒否しているのかと言うのは、あまり明確ではない。外国人を善通寺市に住み付かせないための「政策的」なものかと思われるが、そこまで考えてのことではなく、感情的な「外国人迷惑論」の

ようなものであったようである。

一方、警察は、外国人労働者を掌握しようと、その子どもたちの託児施設である「寺子屋」で「交通教室」を開いたり、別の町で親を集めて「交通教室」を開いたりしていた。

抗議の高まる中、92年9月になって、子どもたちの年齢は小学校相当、中学校相当、校区も3つの小学校区と中学校区とに別れているにもかかわらず、県から1名の加配教員を受けることによって、子どもたちを1つの小学校の1つの「学級」に押し込めることによって、「解決」を図ろうとした。

また、市教育長は子どもたちの教育を、企業の「労務管理」の一貫として扱っていることを明らかにしている。

(佐野「『外国人』と『就学の壁』」『海峡』第16号、参照)



青年学習講座(大阪)

編集部



大阪では、これからの民関連運動を担っていく人材を養成する場として「青年学習講座」を定期的に開催しています。

第1回は、92年10月13日に、大阪民関連の徐正禹事務局長を講師として開催され、約15名の参加がありました。テーマは「民関連運動の歴史と今後の課題」で、日立就職差別事件に始まるこれまでの闘いと、さらにこれから発展しようとする運動の展望という興味深いお話でした。

92年12月8日には第2回が開催され、部落解放同盟の大賀正行氏を講師に迎え部落解放運動の歴史を中心に学習しました。

講座は隔月の第2火曜日が開催予定日です。今後も各方面で活躍中の方々を続続お招きする予定ですので、参加ご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

在日外国人の公務就任権 公開シンポジウム

在日外国人の公務員採用
を実現する東京連絡会 水野精之

1992年11月14日、東京全電通ホールにおいて「在日外国人の公務就任権」の公開シンポジウムが開催された。国際在日韓国・朝鮮人研究会と在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会の主催によるこのシンポジウムは参加者こそ少なかったものの内容的には多くの問題が提起された場であった。(詳細は後日出版の計画があるとのことなので参照してください)

基調報告は、「当然の法理」の解釈が時代状況との関係で変遷してきた問題(島根大学・岡崎勝彦氏)、地方公務員との関連性(法政大学・浜川清氏)、すでに現業として採用されている職員の職種変更に関する国籍制限と労働基準法との関係(弁護士・新美隆氏)からそれぞれ自治省の国籍制限指導の基盤とされる「当然の法理」の不当性が指摘された。これを受けた後半のシンポジウムでは会場からの質問等もふくめた活発な議論が展開された。選挙権との関係(神戸大学・浦部法穂氏)、現実の社会状況による制限(弁護士・金敬得氏)、敗戦直後に就労していた公務員を当時の日本政府はむしろ擁護する方向であった歴史経緯(東京都北区職員・岡義昭氏)、教育現場における

在日の生徒との関係や昇任にかんする制限の不当性(大阪市教員・宋英子氏)、外国人みなし規定から始まる国籍を基準とした判断とこれへの対応の問題(広島修道大学・鄭映恵氏)等多くの問題が提起された。

公務員への国籍制限が現状としてさまざまな領域で問題化していることが各方面の研究者のあいだでも広範に確認されていることがこのシンボの一つの意義であった。また、公務員の国籍制限が日本の戦後処理の中で提起されたこと。経過の問題は選挙権・みなし外国人規定・GHQの問題と複雑にからみながら「当然の法理」が再整理された、あるいは日本

政府としてはこうした多くの問題の中で旧植民地の人々を「処理」する総合的な政策を前提に「当然の法理」を再整理したと思われること等が明らかになったといえよう。

現実への取り組みは各地の運動と連携をより密接にしながら進める必要があることはいうまでもないが、経過の問題に関しては分析にあたる視点の問題はこれから整理していく状況であるように思われる。いずれにしても「当然の法理」についての論議は更に各領域と交流しながら活発に深化すべき時にきたといえるだろう。

裴建一氏入居裁判 結審 公判のお知らせ

1992年12月11日、第22回口頭弁論でこの裁判が結審になることを、先月の民関連ニュース(第71号)でお知らせしました。しかしながら、裁判官の意向によって、結審が次回に見送られることになりました。民族差別に基づく入居拒否の是非を問う事例がこれまでにないこと。そのためにこの裁判の判決が、在日社会、行政機関、仲介業者、家主と社会的に大きな影響を与えること。などがその理由と考えられ、慎重に審議する必要性から、公判を1回延長することで判決日を遅らせたと思われます。

裁判官から少しでも良い判決を引き出すためには、法廷内を溢れんばかりの傍聴人で一杯にして、判決を注目していることを訴えていきたいと思います。

是非ご参加下さるよう、よろしくお願いいたします。

●とき●1993年3月5日(金)午後1時

●ところ●大阪地方裁判所806号法廷

詳しくは、事務局までご連絡下さい。☎06-972-1608

おすすめの本 1

「反差別と人権の民族教育を」

著者 民族差別と闘う大阪連絡協議会

発行 民族差別と闘う大阪連絡協議会

発行日 1992年7月11日

この本は、一つの「民族教育論」と言うより、「民闘連」運動の中で、公教育への熱い思いが綴られている「提言」と云って良い。その意味で、在日韓国・朝鮮人の生徒の教育にこれから関わろうとする教員は勿論のこと、全国在日朝鮮人教育研究協議会に集う教員には是非読んで貰いたい本である。

教育(子どもの成長)には時間的に見て、縦軸と横軸がある。地域実践はこの二つの軸を経験しながら子どもに関わる。つまり、地域実践は、そこに生きる一人の在日韓国・朝鮮人の子どもが、小・中・高、そして社会人として成長していく過程で、どんな風にな変わっていくかを、一貫して目にしているのである。それに比べ、学校教育はその子どものある一時期、つまり、横軸でしか見ない傾向がある。それ故、「本名を呼び、名乗る」実践が自己目的化し、それ自身で自己完結してしまうときがある。それに対して、この本は随所で「いったん本名を選んだ子どもたちが再び通名を余儀なくされるときも出てきます。その最大の壁が就職問題です。幼いころは保母さんや学校の先生などと将来の夢を語っていた子どもたちが



しだいに夢を語らなくなっていくます。学校時代にチャンゴをたたき、チマ・チュゴリを身にまとい、民族の歌を歌っていた子どもたちが就職問題に直面したときに笑顔を失っていきます。」(P79)と指摘している。そして、公教育の実践(特に、小・中学校の教員)が見失いがちなこの点に関して、日本人教員が何をすべきかを、この本は解り易く説いている。

その他、「(II)子どもの姿から見えてきたもの」からは、筆者たちの実践の確かさが、子ども達の置かれた厳しい現実とその叫びをリアルに表現することによって伝わってくる。現場の教員にとっては学ぶべきものがあまりにも多い。

(神奈川県立大師高校教員 三浦泰一)

シンポジウム 住みたいねんこの街に

～裴建——家への入居差別事件を問う～

淀川区内でカレー店を営む在日韓国人2世の裴建一さんが、国籍を理由に入居差別を受け裁判を起こしてから早や4年。その裁判も今年の3月5日で結審を迎えます。この間入居差別は本当になくなりつつあるのでしょうか。裴さんの訴えにもかかわらず、在日韓国・朝鮮人をはじめ、社会的弱者に対する入居差別は依然根深いものがあるようです。もう1度この問題を一緒に考えて下さい。

記念講演

大谷 昭宏さん(テレビ朝日系列「サンデープロジェクト」
(日曜日午前10時)に出演)

入居裁判模擬陪審

他

日 時：1993年2月27日(土)

午後1時半～3時50分

場 所：大阪市日之出同和地区解放会館5階講堂

参加費：500円

主 催：民族差別と闘う大阪連絡協議会

裴さんと共に入居差別を考える会

☎06-972-1608



(周辺地図)